

始良市紙入札に係る電子閲覧の運用について

始良市発注の物品・役務等案件、建設工事及び建設工事に関係する委託業務案件における指名競争入札のうち、紙入札案件における閲覧について、「市ホームページ」にて、閲覧図書を開示し、閲覧していただく「電子閲覧」の運用を開始いたします。

<説明項目>

1. 指名競争入札案件における電子閲覧
2. 電子閲覧ができない場合の閲覧方法
3. 電子閲覧の開始日と従来の閲覧方法の廃止

1. 指名競争入札案件における電子閲覧

- (1) 本市の担当課が発送した指名通知書に記載された「電子閲覧用パスワード」を確認してください。
- (2) 「市ホームページ」の「設計図書等電子閲覧」にて当該入札案件を検索し、閲覧図書が格納された添付ファイル（ZIPファイル）をダウンロードしてください。
- (3) 添付ファイルにはパスワードを設定してありますので、(1)で確認した「電子閲覧用パスワード」を入力の上、閲覧図書を確認してください。

<注意点>

- ・入札を辞退する場合は、(3)の手続きを行った上で、**担当課へ辞退届を必ず提出**してください。
- ・辞退届を提出せずに未入札となった場合は失格といたします。
- ・辞退届を提出した場合、これを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

2. 電子閲覧できない場合の閲覧方法

- (1) 発注者側の都合により「市ホームページ」の「設計図書等電子閲覧」に全ての閲覧図書を掲載できない場合

「市ホームページ」の「設計図書等電子閲覧」に添付できるファイルの数や容量に限りがあるため、全ての閲覧図書を掲載できない場合は、指名通知書にて、「設計図書等電子閲覧に閲覧図書を掲載できない入札案件」である旨をお知らせし、指名する業者全員に、財政課（keiyaku@city.aira.lg.jp）または工事監査課（kensa@city.aira.lg.jp）から閲覧図書一式をダウンロードするための案内メールを直接送信いたします。（1.（2）の手続きに相当）

- (2) 受注者側の都合により電子閲覧できない場合

パソコン等の不具合等により、「市ホームページ」を閲覧できない、添付ファイルをダウンロードできない場合は、財政課または工事監査課に連絡ください。状況に応じて、財政課（keiyaku@city.aira.lg.jp）または工事監査課（kensa@city.aira.lg.jp）から閲覧図書一式をダウンロードするための案内メールを直接送信するか、USBメモリ（他データが一切入っていないウイルスチェック済のものに限る）を財政課または工事監査課に持参の上、電子データを受領していただくか、いずれかの方法といたします。

<注意点>

- ・物品・役務等案件の場合は**財政課**、建設工事及び建設工事に関係する委託業務案件の場合は**工事監査課**が対応いたします。

3. 電子閲覧の開始日と従来の閲覧方法の廃止

- (1) 電子閲覧の開始日は令和7年11月1日以降に指名通知する指名競争入札案件につき適用いたします。
- (2) 従来の閲覧方法（本館4階閲覧室での閲覧）は廃止いたします。

<問い合わせ先>

始良市 総務部 財政課 契約係

電話 0995-66-3034（直通）

始良市 総務部 工事監査課 工事監査係

電話 0995-66-3083（直通）